

2023年1月16日

国民民主党代表 玉木雄一郎 様

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 本間羊一

国民民主党の玉木雄一郎代表の伊勢神宮参拝に対する抗議声明

私たち日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、2023年1月4日、玉木唯一郎代表が伊勢神宮を参拝したことに對して以下の理由で強く抗議いたします。

1. 抗議の対象とする事実

玉木代表は2023年1月4日午後、古川元久国会対策委員長、浜口誠役員室長と共に伊勢神宮を参拝し、神楽殿で神楽を奉納し、その後、伊勢神宮内宮の神宮司庁で年頭記者会見を行いました。参拝の様子と年頭の挨拶は、玉木代表の公式ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、ツイッターなどSNSアカウントから発信されました。2020年に設立された国民民主党代表としての玉木氏の伊勢神宮参拝は2年連続となります。

2. 抗議の理由

① 政教分離原則の違反

伊勢神宮は皇祖神の天照大御神を祀った神社であって、皇室神道の存立の基礎であり基盤です。戦前・戦中においては国家神道の本宗であり、現代においても神社本庁下における全神社の本宗です。そのような神道の中心的な施設であり、天皇の祖先を祀っている伊勢神宮に、国会議員20人を擁する国民民主党の代表である玉木氏が参拝し、参拝後に年頭記者会見を行い、さらにその様子を公式ホームページ等で広く発信することは、私的参拝ではなく公務における仕事始めとして伊勢神宮を参拝したことに等しく、国の機関による宗教的活動と言わざるを得ません。従ってその行為は、政教分離を定めた憲法第20条3項および第89条に明確に違反しています。

② 平和主義からの逸脱

ことに伊勢神宮は、かつて日本が犯した侵略戦争と植民地支配に深く関わっており、靖国神社とともにその精神的支柱であった神社です。そのような歴史を持つ伊勢神宮に公党の代表が参拝することは、かつての侵略戦争と植民地支配を肯定し、軍国主義の復活を彷彿とさせるものです。昨年末の安保関連3文書改定の閣議決定により、平和主義をあらわす日本国憲法前文やその具体的な法規定である憲法第9条が空文化させられることで、その危惧はいよいよ現実味を帯びています。

③ 戦争責任告白に立つキリスト者の使命として

私ども日本同盟基督教団は、戦前・戦中、国策としての神社参拝強要に抗えずに偶像礼拝を犯した罪と、日本のアジア諸国に対する侵略戦争と植民地支配に協力した罪を認めて悔い改め、それを信仰告白

として公に表明しています。私たちはその信仰告白に立ちつつ、キリスト者として、また、日本に住む者として、再び同じ過ちを繰り返さないために、日本が信教の自由と政教分離の原則、また戦争放棄と軍備及び交戦権の否認を定めた日本国憲法の基本理念に立ち返るべきことを強く求めます。もし国家がその原則を逸脱するならば、それが誤りであると警告を与えることこそが私たちの使命であり、この国が神と人の前に正しく歩み、神からの祝福を受けるために必要なことだと確信しています。

「人の子よ。わたしはあなたをイスラエルの家の見張りとした。あなたは、わたしの口からことばを聞き、わたしに代わって彼らに警告を与えよ。」(旧約聖書 エゼキエル書 3 章 17 節)

以上の理由から、毎年恒例のようになされている国民民主党代表の伊勢神宮参拝が国の基本原則を逸脱しており、やがて私たちの信仰の自由を侵す時代を招きかねないことを危惧して、玉木代表が伊勢神宮を参拝したことに対し強く抗議するものです。